

学校いじめ防止基本方針

令和6年度版

枚方市立殿山第一小学校

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、全教職員が児童の健やかな成長を願い教育活動をする共通の場で、教職員同士心をつなぎ合いながら互いに情報を交流し、早期発見・初期対応の大切さを自覚し不登校児童やいじめ問題のない学校づくりを目指していく。そのために人権教育に重点をおき、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名 称 「いじめ不登校・児童虐待対策委員会」

(2) 構成員 校長，教頭，教務主任，生活指導主担者，養護教諭，
当該学級担任（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

(3) 役 割

- ・学校いじめ基本防止方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有
- ・いじめの疑いに係る情報があったときは、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の 対応を組織的に行うための中核としての役割
- ・基本方針の点検や見直し、いじめの対応が上手くいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCA サイクルに照らし合わせた検証

は細心の注意を払う。

- ・様々な場面でいじめの問題を話題にし「いじめは人間として絶対に許されない人権侵害である」との認識を、学校全体で共有する。
- ・「発達障害を含む、障害のある児童」「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」「性同一性障害や性的思考・性自認に関わる児童」など、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・教育活動全体を通じて、児童が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じ取れる機会を充実させ、児童の自己有用感を高める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設ける。
- ・いじめの問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。
- ・学級や学年、委員会活動やクラブ活動の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進する。
- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進する。
- ・児童がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、主体的に行動できるよう、「脱いじめ傍観者教育」等の取り組みを実施し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、尊重し合える等、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- ・児童が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育む。
- ・ストレスを他者にぶつけるのではなく、適切に対処できる力を育む。
- ・子どもたちの背景は多様であり、子どもを取り巻く学校生活全般において、必要な配慮が受けられるよう、就学前施設からの引継事項も含め、これら多様な背景の情報を学校全体で共有し、日ごろから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用した適切なアセスメントに基づく支援プランの作成と実行を行う。

5 いじめの早期発見

①基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱意ある行動が求められている。

②いじめの早期発見のための措置

- ・いじめ不登校・児童虐待対策委員会を年度当初に開き、年間計画の確認や問題行動調査結果を全職員に周知すると同時に基本方針を共有する。
- ・アンケート調査（年に5回）により、未然の防止および集約分析を行い、早期対応を図る。
- ・年間を通し定例の指導部会をもち、事象等の報告があれば臨時の委員会を設置する。
- ・心の通った温かい学級づくりは勿論のこと、異学年交流を深め善悪の判断、学校生活の規律を児童から児童へ広める。
- ・人権指導部を中心に、人権教育年間計画より各教科領域においていじめ防止を含む人権教育指導を実施し、児童に「いじめは、人間として絶対に許せない行為」であることを認識させると共に、定期的な教職員の研修を実施する。
- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互で積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・週に1回、全学級の交流会を持ち早期発見・初期対応に努める。
- ・視聴覚・情報部を中心に立てた年間計画の中に個人情報や情報モラルについて学習し、高学年においてのインターネットを使っての人権侵害やいじめ事象防止に努める。

- ・電話連絡や家庭訪問・連絡帳等，保護者と連携し家庭と学校が情報を密に分かち合い連携していく。
- ・多様な大人から存在を認められること、学校以外の人間関係を築けること、多様な価値観に接すること等はいじめの早期発見やいじめられている児童の支えとなりうる。日常から学校内外で大人が児童と接する機会を増やす。

6 いじめが発生した場合の対応

①基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、他者への信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

②いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- ・教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための指導部・校内委員会（いじめ不登校・児童虐待対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- ・被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、児童生徒課・子ども総合相談センター・所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③いじめられた児童への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ不登校・児童虐待委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや心の相談員の協力を得て対応を行う。

④いじめた児童への指導

- ・速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を複数対応で行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別指導・複数対応などの配慮をする。
- ・事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや心の相談員の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

⑤いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- ・いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童にいじめを許さない意識を育てる。その際、スクールカウンセラーや心の相談員とも連携する。

運動会や児童会祭、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

⑥保護者への対応

ア) いじめられた児童の保護者への対応

- ・電話ではなく家庭訪問をする際、丁寧に話を聴く。
- ・相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応する。
- ・事実確認はできるだけ迅速に行う。
- ・今後の対応については、いじめられた児童に対する心のケアや見守る体制等について誠意を持って説明し、「いつまでに、何を、どのようにするのか」という具体的な対応策を明確に示す。

イ) いじめた児童の保護者への対応

- ・いじめた児童を指導するという観点だけでなく、児童の理解を根底とした支援の視点での対応をする。
- ・電話ではなく家庭訪問をする等、丁寧に話を聴く。
- ・聞き取りから整理された事実を、正確に伝える。保護者が「自分や自分の子どもが責められている」等の感情に配慮しながら、いじめた児童の人格を否定しているのではなく、いじめという行為を否定していることを明確に伝える。
- ・いじめの解決をめざした具体的な指導について、保護者に理解と協力を求める。その際には、保護者と学校の連携・協力が大切なことなど、保護者の思いも傾聴しながら伝える。

⑦ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校・児童虐待対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- ・書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ・情報モラル教育を進めるにあたり、いじめ不登校・児童虐待対策委員会や視聴覚情報部が中心となり、必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 重大事態への対処について

【重大事態】※いじめ防止対策推進法第28条より

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ③ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる）

重大事態と考えられる事案が発生した際には、直ちにいじめ不登校・児童虐待対策委員会を招集し、同時に教育委員会教育支援室児童生徒課にも報告し、事実関係を明確にするための調査の実施や措置等、適切に連携し対応する。また、必要に応じて警察等関係機関との連携も行う。

8 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、各学期の終わりなど年2回程度、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

9 年間計画

殿山第一小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	学年目標の設定 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 人権教育年間計画より各教科領域においていじめ防止を含む人権教育指導の実施	学年目標の設定 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	学年目標の設定 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知	学校経営・基本方針の周知 第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認，問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」の改訂等の検討
5月	家庭訪問 校外学習 人権教育年間計画より各教科領域においていじめ防止を含む人権教育指導の実施 いじめについての授業を全クラスで実施	家庭訪問 校外学習 人権教育年間計画より各教科領域においていじめ防止を含む人権教育指導の実施	家庭訪問 校外学習・宿泊学習 人権教育年間計画より各教科領域においていじめ防止を含む人権教育指導の実施	児童会活動やクラブ活動，委員会活動で異学年交流する。 年間を通し定期的な指導部会をもち，事象等の報告があれば臨時の委員会を招集する。 教職員研修「いじめ・体罰防止に向けて」
6月	アンケート調査実施① 結果を各担任把握 異学年交流 アンケート調査実施②	アンケート調査実施① 結果を各担任把握 異学年交流 アンケート調査実施②	アンケート調査実施① 結果を各担任把握 異学年交流 アンケート調査実施②	いじめ対策委員会でアンケート集約分析
7月	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 夏季研修会	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 夏季研修会	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 夏季研修会	教職員夏季研修会

9月	運動会に向けての取組	運動会に向けての取組	運動会に向けての取組	年間を通し定期的な指導部会をもち、事象等の報告があれば臨時の委員会を招集する。 いじめ対策委員会でアンケート集約分析
10月	アンケート調査実施③ 結果を各担任把握 異学年交流 校外学習	アンケート調査実施③ 結果を各担任把握 異学年交流 校外学習	アンケート調査実施③ 結果を各担任把握 異学年交流 校外学習・修学旅行	
11月	アンケート調査実施④	アンケート調査実施④	アンケート調査実施④	
12月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	いじめ対策委員会でアンケート集約分析
1月	アンケート調査実施⑤	アンケート調査実施⑤	アンケート調査実施⑤	
2月 3月				